

秋田県告示第201号

秋田県田沢湖スキー場条例（平成18年秋田県条例第77号）第11条第1項の規定により、次のとおり秋田県田沢湖スキー場の利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県田沢湖スキー場の利用料金は、令和元年10月1日から適用する。

令和元年9月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 リフトの利用料金

区 分		使用の単位	利用料金の額
1回券 ペアリフト	小学校児童	1人につき	230円
	中学校生徒及び高等学校生徒		410円
	一般		410円
	60歳以上		410円
1回券 クワッドリフト	小学校児童		460円
	中学校生徒及び高等学校生徒		820円
	一般		820円
	60歳以上		820円
11回券	小学校児童		2,300円
	中学校生徒及び高等学校生徒		4,100円
	一般		4,100円
	60歳以上		4,100円
4時間券	中学校生徒及び高等学校生徒		2,000円
	一般		3,200円
	60歳以上		2,400円
	企画	中学校生徒及び高等学校生徒	1,000円以上1,800円以下
		一般	1,600円以上2,900円以下
		60歳以上	1,200円以上2,200円以下
	5時間券	中学校生徒及び高等学校生徒	
一般		3,700円	
60歳以上		2,700円	

	企画	中学校生徒及び高等学校生徒	1,250円以上2,300円以下	
		一般	1,850円以上3,400円以下	
		60歳以上	1,350円以上2,500円以下	
1日券	小学校児童		1,100円	
	中学校生徒及び高等学校生徒		2,600円	
	一般		4,100円	
	60歳以上		3,000円	
	福祉	小学校児童		550円
		中学校生徒及び高等学校生徒		1,300円
		一般		2,050円
		60歳以上		1,500円
	企画	小学校児童		550円以上1000円以下
		中学校生徒及び高等学校生徒		1,300円以上2,400円以下
		一般		2,050円以上3,700円以下
		60歳以上		1,500円以上2,700円以下
シーズン券	小学校児童		11,000円	
	中学校生徒		25,000円	
	高等学校生徒		30,000円	
	一般		65,000円	
	60歳以上		50,000円	
	70歳以上		20,000円	

備考

- この表における「1日」とは、営業の開始時刻から営業の終了時刻までをいう。
- この表における「小学校児童」及び「中学校生徒及び高等学校生徒」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。
- この表における「福祉」は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は被爆者健康手帳を所持する者が使用する場合に適用する。
- この表における「企画」は、企画商品の種類に応じて、表に定める金額の範囲内において指定管理者が別に定める。

2 会議室の利用料金

--	--	--

区 分		使用の単位	利用料金の額
会議室	A	半日	2,120円
		一日	4,240円
	B	半日	1,520円
		一日	3,040円

備考

- この表において「半日」とは、営業の開始時間から正午まで又は正午から営業の終了時間までをいう。
- この表において「1日」とは、営業の開始時間から営業の終了時間までをいう。

3 土地及び建物の利用料金

区 分		使用の単位		利用料金の額
土地及び駐車場	対価を得る場合	月単位で使用する 場合	使用面積1平方メートル 当たり1月につき	940円
		時間単位で使用する 場合	使用面積1平方メートル 当たり1時間につき	30円
	対価を得ない場合	月単位で使用する 場合	使用面積1平方メートル 当たり1月につき	470円
		時間単位で使用する 場合	使用面積1平方メートル 当たり1時間につき	20円
建物	対価を得る場合	月単位で使用する 場合	使用面積1平方メートル 当たり1月につき	2,830円
		時間単位で使用する 場合	使用面積1平方メートル 当たり1時間につき	90円
	対価を得ない場合	月単位で使用する 場合	使用面積1平方メートル 当たり1月につき	1,410円
		時間単位で使用する 場合	使用面積1平方メートル 当たり1時間につき	50円

備考

- この表において「対価」とは、使用者がいずれの名義で得るかを問わず、物品等の販売の対価又は役務の提供の対価をいう。

- 2 使用者が対価を得ない場合で営業その他これに類する目的をもって土地又は建物若しくは駐車場を使用するときの利用料金の額は、対価を得る場合の利用料金の額とする。
- 3 使用面積が1平方メートル未満であるとき又はその使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 4 月の中途から使用を開始する場合又は月の中途で使用を終了する場合のその月の利用料金の額は、日割りをもって計算するものとする。
- 5 使用時間が1時間未満であるとき又はその使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。